

令和7年度障害福祉サービス事業者等集団指導 (指定・指導監査関係)

～就労継続支援A・B型、就労移行支援、生産活動実施の生活介護事業を運営している事業所向け～

令和8年3月24日

姫路市役所 監査指導課

目次

1. 運営指導における主な指摘事項 P. 3
2. 就労支援事業の会計処理について P. 5
3. 就労継続支援 B 型事業所留意事項 P. 7
4. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び
運営状況の把握・指導のためのガイドライン P. 9

1. 運営指導における主な指摘事項

就労系サービス事業所における指摘頻度の高い事項の内容①

①会計の区分（サービス共通）

指摘頻度の高い事項

- ・生産活動に係る会計処理を行っていなかった。
- ・就労支援事業会計処理基準により、作成することが義務付けられた書類が作成されていなかった。

その他の指摘

- ・設備等整備積立金を積み立てていたが、積立上限額として就労支援事業資産の取得価額の75%以内とされているところ、当該資産の取得価額の把握をしておらず、それにより積立上限額の算出及び上限額に対する現状の積立額の進捗管理ができていなかった。

詳しくは後述「2. 就労支援事業の会計処理についてP.5」を参照

1. 運営指導における主な指摘事項

就労系サービス事業所における指摘頻度の高い事項の内容②

②工賃の支払い等

指摘頻度の高い事項

- ・年度ごとの目標の工賃水準と前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していなかった。（就労継続支援 B 型）
- ・令和 6 年度分の就労会計について、市へ報告した内容（基本報酬の届出）と決算書類等に相違があった。（就労継続支援 A 型、B 型）
- ・就労支援等の事業に関する会計について、余剰金が発生していた。（サービス共通）

その他の指摘

- ・工賃支給額が変更されていたが、工賃規程が更新されていなかった。また、従業者への公表もしていなかった。（サービス共通）

③給付費の算定及び取扱い

- ・基本報酬算定に係る平均工賃月額区分について、令和 6 年度実績の届出を行っていなかった。（就労継続支援 B 型）

2. 就労支援事業の会計処理について

(1) 概要

会計処理においては、下記の文書の内容把握に努めてください。

- ・ 就労支援の事業に関する会計処理の取扱いについて（平成18年社援発第1002001号）
- ・ 就労支援事業会計の運用ガイドライン

上記文書等で就労系サービス事業者において作成が義務付けられているもの

作成していない事業者多数有り！！

| 書類の名称 (*1) | 書類の概要 | 対象法人 |
|---|-------------------------------|---|
| 就労支援事業事業活動計算書 (別紙1) | 就労支援事業全体の計算書 | 全ての法人が作成 |
| 就労支援事業事業活動内訳表 (別紙2) | 指定事業所ごとの損益の内訳表 | 複数の指定事業所を運営する法人のみ作成 |
| 就労支援事業別事業活動明細書 (表1) ※多機能型事業所の場合：(表5) | 1つの指定事業所の生産活動に係る計算書 | 全ての法人が指定事業所ごとに作成 |
| 就労支援事業製造原価明細書 (表2) ※多機能型事業所の場合：(表6) | 1つの指定事業所の生産活動に係る製造業務に係る費用の明細書 | 全ての法人が「表2+表3」又は「表4」のいずれかを指定事業所ごとに作成(*2) |
| 就労支援事業販管費明細書 (表3) ※多機能型事業所の場合：(表7) | 1つの指定事業所の生産活動に係る販売業務に係る費用の明細書 | |
| 就労支援事業明細書 (表4) ※多機能型事業所の場合：(表8) | 1つの指定事業所の生産活動に係る費用の明細書 | |
| その他の積立金明細表 (別紙3) (*3) | 積立金の増加及び減少状況を示す明細表 | 積立金を計上している全ての法人が作成 |
| その他の積立資産明細表 (別紙4) (*3) | 積立金に対応する積立資産の増加及び減少状況を示す明細表 | 積立資産を計上している全ての法人が作成 |

社会福祉法人以外の法人の作成書類

就労支援事業を行う社会福祉法人以外の法人は、就労支援事業会計処理基準により 左記の書類を作成することが義務付けられており、指定権者より求めがあった場合には提出が必要です。なお、各法人で準拠すべき会計基準により作成することとされている計算書類（法人全体の貸借対照表や損益計算書等）に加えて作成する必要があることに留意してください。

社会福祉法人の作成書類

就労支援事業を行う社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準により、就労支援事業に関する会計書類を作成することになります。

社会福祉法人についても概ね左記と同様の書類を作成することとされていますが、社会福祉法人は拠点区分及びサービス区分という会計区分の単位により事業活動計算書及び附属明細書を作成することから、作成する書類に含まれる事業の範囲に違いが生じる可能性があります。

運営指導等では税理士、会計士等の外部の専門家に業務を依頼されている事例も確認しています。専門家の関与が必須ではありませんが、運営基準の遵守に努めてくださいますようお願いします。

2. 就労支援事業の会計処理について

(2) 運営指導等で確認できた事例

運営指導において、前述の就労会計関係の書類の提示を求めると、、、

こんな事例が…

- ・ 会計書類はなく、業務委託契約先から支払われた金額が分かるもの（通帳の振込履歴等）や各種経費のレシートのみであった。
- ・ エクセルで収入と支出のみ管理していた。
- ・ 会計に関する書類はあるものの、前述の就労会計関係の書類は作成していなかった。
- ・ 計算誤り等があり、市へ届け出ていた基本報酬の算定根拠となる平均工賃月額（就B）又はスコア表上の収支（就A）と相違がある状況が発覚！

届け出ていた単価で請求ができないことが後に判明した場合は、過去に遡って返還を求めるとともに、事実が確認できた年度以前の内容についても精査を行うこととなります。

前述の就労会計関係の書類は、基本報酬の単価を決める大切な根拠です。市への報酬請求はサービス提供の記録をはじめ、あらゆる根拠に基づき行っていただくものです。根拠が示せない状況や根拠の内容が曖昧な状況での報酬請求は認められませんので、ご注意ください。

3. 就労継続支援 B 型事業所留意事項

「1. 運営指導における主な指摘事項」における事例の対応方法

【指摘内容】

年度ごとの目標の工賃水準と前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していなかった。

【根拠法令等】

姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 第189条第4項

【対応方法】

年度が変わった後に（4月頃）、**基本報酬として届け出た平均工賃額**とそれに基づく当該年度の**目標工賃**を文書にまとめ、利用者全員に**文書を配布し通知**する。

【よくある誤り】

- ・ 基本報酬として届け出た工賃額と数字が異なる。
→市への届出と一致させてください。
- ・ 事業所内で平均工賃額と目標工賃を掲示するのみで利用者へ通知していない。
→利用者全員に**文書**で配布し、その記録（文書と配布した年月日）を残してください。

3. 就労継続支援 B 型事業所留意事項

「1. 運営指導における主な指摘事項」における事例の対応方法②

【指摘内容】

基本報酬算定に係る平均工賃月額の区分について、令和 6 年度実績の届出を行っていなかった。

【根拠法令等】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に係る基準（平成 18 年厚生労働省告示第 5 2 3 号）別表第 1 4 の 1 の注 2～注 4

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発第 1 0 3 1 0 0 1 号） 第二の 3（5）②（二）

【対応方法】

就労継続支援 B 型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の 4 月に提出すること。

【よくある誤り】

- ・平均工賃月額区分が前年度と変更がないため、届け出していなかった。
- 平均工賃月額区分が前年度と**変更がなくとも**必ず提出してください。なお、届出しておらず、平均工賃月額を算出したところ、基本報酬が当該年度当初より下がる場合は当該年度の 4 月に遡り、報酬返還となります。一方、基本報酬が当該年度当初より上がる内容の場合は、通常に加算届の提出スケジュールに沿って、届出後に基本報酬算定の変更を行います。（15日までの提出で翌月から算定）

4. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン①

厚生労働省より「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」及び説明動画について、厚労省ホームページに掲載されましたので周知します。

なお、当該ガイドラインを受けて姫路市における新規指定の手順を至急変える予定はありませんが、変更を行う場合は事前に姫路市ホームページで周知いたします。

次ページ以降に厚生労働省より通知された既存事業所への運営状況の指導の概要をお示しします。今後は次ページで示す観点で指導を行いますのでご留意ください。

ガイドライン



- ✓ 障害者支援や障害者福祉制度など、円滑な障害福祉サービスの提供に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労支援会計など事業運営に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労の知識と能力を高める支援内容になっているか
- ✓ 安定した収益が見込める生産活動の確保ができているか

自治体の指定・指導業務
の適切な実施
就労継続支援の質の確保

指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて
厚生労働省URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66591.html

4. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン②

厚生労働省通知より抜粋した、今後、市が運営状況の把握を行う点

ア 管理者業務

指定基準第 66 条に基づき、管理者は当該事業所の「職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと」、「事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと」とされている。

当該事業所に係る質問について、管理者が適切に回答できない、サービス提供の記録等からの勤務実態等が確認できない場合には、管理者業務を十分に果たしているとは言えないと考えられるため、是正するよう指導する。

イ 人員配置

サービス管理責任者、職業指導員及び生活支援員等が適切に配置されているか十分に確認する。**少なくとも、事業計画書等の審査開始から、指定後、適切な運営が確認されるまで（例えば最初の運営指導等まで）**は、やむを得ないと認められる場合を除き、**同一のサービス管理責任者等が一貫して業務を行っているか、過度に当該事業所における勤務時間が短時間になっていないか等、人員配置状況を確認**することが望ましい。また、職員の求人募集を頻繁に行っていたり、変更届により職員の頻繁な離転職が生じていたりするなど職員が定着していない状況を把握した場合は、重点的に確認する。

4. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン③

厚生労働省通知より抜粋した、今後、市が運営状況の把握を行う点

ウ 誘因行為

「通所するだけで手当を支給する」、「当該事業所を利用すれば物品を支給する」等、生産活動による収入ではない金銭及び物品を提供することは適切な支援の提供とは言えないことから、パンフレットやホームページ、その他広告媒体において記載していないか確認する。

エ 障害福祉サービス等情報公表制度等における対応状況

障害福祉サービス事業所は、法第76条の3に基づき、WAMネットに運営状況等を公表することが義務づけられているため、未掲載の場合は指導する。加えて、財務状況についても公表対象としており、特にこれらは就労継続支援A型におけるスコア得点や就労継続支援B型の平均工賃月額額の算定基礎となる賃金・工賃等の根拠書類となるため、確実な掲載を促す。

オ 生産活動の実態

事業計画書等、事業所のホームページや広告等で示されている生産活動が実際に行われておらず、指定権者に報告している生産活動とは別の生産活動を実施している事例もあるため、生産活動の実態について確認する際には留意すること。

4. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン④

厚生労働省通知より抜粋した、今後、市が運営状況の把握を行う点

力 生産活動による収入額や取引先情報

生産活動による収入額は、報酬区分に影響を与える重要な確認事項であるため、根拠書類によって入念に確認する。その際、指定権者は、（別添）生産活動シートを活用することにより、事業所の生産活動の内容やその収支等を正確に把握する。また、以下の視点でも確認を行う。

<視点>

- ・ 福祉事業会計と生産活動会計を区分しているか
- ・ 生産活動による収入をどの程度得ているか
- ・ 自立支援給付費等を実質的に利用者の賃金・工賃に充てていないか
- ・ 就労継続支援 A 型のスコア得点や就労継続支援 B 型の平均工賃月額算定の際に自立支援給付費を含めていないか **（自立支援給付費を補填した金額で算定することは不適切である）**
- ・ 生産活動シートにおける賃金・工賃総額と報酬算定区分の届け出に差異はないか
- ・ 一昨年度、昨年度まで生産活動収支が多額の赤字だったが黒字化した事業所の場合、どのように黒字化に至ったのか具体的な取組の確認

【生産活動シート】

The form is titled '【生産活動シート】' and is for '就労継続支援 A 型' (Type A of Supported Employment Continuation). It contains several sections:

- 1. 事業所情報 (Business Information):** Fields for name, address, phone, and fax.
- 2. 生産活動情報 (Production Activity Information):** A table with columns for '活動内容 (Activity Content)', '活動日時 (Activity Date/Time)', and '活動による収入 (Income from Activity)'. It includes a summary row for '生産活動による収入 (Income from Production Activity)'.
- 3. 生産活動収支の状況 (Status of Production Activity Income Statement):** A table with columns for '収入 (Income)', '支出 (Expense)', and '差額 (Difference)'. It includes a summary row for '生産活動の収入総額 (Total Production Income)' and '生産活動の支出総額 (Total Production Expense)'. A red box highlights the '収入 (Income)' column with the text '2. 生産活動の収入の総額を記入してください (Please enter the total production income)'. Below this, a note says '自立支援給付費の収入を補填して記入してください (Please include self-support subsidies in the production income)'. There is a red 'X' mark in the '差額 (Difference)' column.
- 4. 生産活動収入の内訳 (Breakdown of Production Income):** A table with columns for '収入区分 (Income Category)', '収入額 (Income Amount)', and '収入の内訳 (Breakdown of Income)'. It includes a summary row for '生産活動収入の総額 (Total Production Income)'.

4. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン⑤

厚生労働省通知より抜粋した、今後、市が運営状況の把握を行う点

キ 利用者への支援内容の実施状況及び適切性

利用者に対する就労に必要な知識及び能力の向上に向けた支援を行っているかを把握するため、指定基準第197条及び第202条等において準用する第58条に基づき、個別支援計画の作成及びモニタリング等の実施がされているか確認する。

また、指定基準第197条及び第202条等において準用する第160条に規定されている「利用者の心身の特性に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない」という点について、適切な訓練が行われているか、サービス提供記録等により確認する。

併せて、就労継続支援A型については、指定基準第191条に規定されている「就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない」、「利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない」という点についても、サービス提供記録等により確認する。また、事業所の都合により利用時間等の制約を設けたりしていないか、運営指導や監査において確認する。

4. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン⑥

厚生労働省通知より抜粋した、今後、市が運営状況の把握を行う点

ク 会計情報

「就労支援事業会計の運用ガイドライン」を活用し、下記の会計に係る書類が作成されているか確認する。その際、対象法人によって作成する書類は異なるので留意すること。

- ・ 就労支援事業事業活動計算書
- ・ 就労支援事業事業活動内訳表
- ・ 就労支援事業別事業活動明細書
- ・ 就労支援事業製造原価明細書
- ・ 就労支援事業販管費明細書
- ・ 就労支援事業明細書

ケ 賃金・工賃の支払い状況

生産活動シートを活用し、生産活動収入と賃金・工賃の支払総額を比較し、生産活動収支から工賃・賃金が支払われているか確認する。

4. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン⑦

厚生労働省通知より抜粋した、今後、市が運営状況の把握を行う点

コ 経営改善計画書の提出（就労継続支援 A 型）

経営改善計画書については、例えば、前年度より収入を 2 倍にする等、実現性の乏しい計画を提出する事例もあることから、財務諸表等を合わせて提出させるなど、根拠書類に基づいて、計画内容を確認する。また、提出された同計画については、提出させて終わりとしせず、その後の実行状況と経営改善状況を確認する。

サ 在宅支援の実態

在宅支援においては、要件を満たしていない事例や生産活動を提供していない不適切な事例も散見されるため、在宅支援における要件をいずれも満たしているか、また、生産活動を含め適切なサービス提供がなされているか、在宅支援による支援効果がどのように認められているか等について、個別支援計画やサービス提供記録等のほか、必要に応じて、在宅での生産活動の作業環境等を含めて確認する。

4. 指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン⑧

厚生労働省通知より抜粋した、今後、市が運営状況の把握を行う点

シ 施設外就労の実態

施設外就労においては、就労能力や賃金・工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められるものでなければならず、指定権者においては、報酬算定に係る以下の要件を満たしているか確認する。

- ・ 管理者及びサービス管理責任者が本体施設に配置されていること
- ・ 運営規程に位置づけられていること
- ・ 個別支援計画に事前に位置付けられていること
- ・ 職員が施設外就労先に必ず同行し、利用者に対して作業等の指導を行っていること
- ・ 施設外就労実施時における、当該事業所内の人員配置が基準を満たしていること
- ・ 緊急時の対応ができること

ア～シの運営状況の把握を行う点は、抜粋となりますので、詳細は指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインをご確認ください。

受講ありがとうございました。

この度の集団指導は受講報告書の提出は必要ありません。
各事業所、集団指導内容を踏まえ、適正運営に努めてください。
また、3月30日実施予定の事業者説明会もお忘れなく受講してください。

